

多賀城市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
教育委員会事務局所管教育機関
- 2 監査結果の報告日
令和6年2月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和6年3月15日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和6年1月26日
3 監査対象部署	中央公民館
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 歳入調定の時期について 研修参加料として収入があったものについて、会計規則に基づく適切な時期に調定が行われていなかった。</p> <p>(詳細) ジュニアリーダー初級研修の参加料37,500円について、令和5年6月24日に収入があったが、歳入調定が同年8月15日に為されていた。</p>	<p>(原因) 募集期間(令和5年6月24日～同年7月9日)内に申込みがあった研修参加料について、新型コロナウイルス感染症拡大による事業中止や申込者の罹患によるキャンセル等を懸念し、研修実施後に歳入調定を行ったもの。</p> <p>(講じた措置の内容) 多賀城市会計規則第11条に基づいた会計処理を行うことを改めて共有した。</p> <p>(再発防止策) 今後同様の事務を行う際には、参加料徴収を事業当日とし、速やかに歳入調定を行うこととする。</p>	R6.3.8
2	指導	<p>(2) 公用車の運行管理について 公用車運行管理簿について、所属長及び車両管理者の確認がされていないものがあった。</p> <p>(詳細) 公用車運行管理簿について、所属長及び車両管理者の確認印がないものがあった。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの。</p> <p>(講じた措置の内容) 公用車運行管理簿について、所属長及び車両管理者の確認が無いものについては、確認の上、サーバー上の管理簿(エクセルファイル)に確認済みの○印を入力した。</p> <p>(再発防止策) 今後は、館長及び担当者が確認し、チェック漏れを防止する。</p>	R6.3.8
3		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1	監査の種類	定期監査
2	監査実施日	令和6年2月1日
3	監査対象部署	山王地区公民館
4	措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 公用車の運行管理について ア 公用車運行管理簿について、車両管理者の確認がされていないものがあった。</p> <p>(詳細) 公用車運行管理簿について、車両管理者の確認印がないものがあった。</p>	(原因) 出先機関の長は車両管理者となっているが、所属長印のみ入力し、車両管理者印の入力が漏れていたもの	R6. 2. 1
			(講じた措置の内容) 指導を受けたその日から、車両管理者確認印の入力漏れがないよう徹底し、再発防止に努める。	
			(再発防止策) 車両管理者及び職員で相互に確認するようにした。	
2	指導	<p>(1) 公用車の運行管理について イ 車両管理規程に基づく運行前点検が行われていなかった。</p> <p>(詳細) 公用車運行前点検表について、点検表の記載がされておらず、実際の運行前点検も行われていなかった。 (外観の点検(傷があるか等)は行っている。また、車両管理規程第5条第1項に規程する月1回の定期点検は行われている。)</p>	(原因) 運転者が運行前点検の点検項目の一部しか実施していなかったことによるもの	R6. 2. 1
			(講じた措置の内容) 指導を受けたその日から、公用車運行前の点検を徹底し、再発防止に努める。	
			(再発防止策) 車両管理者及び運転者で相互に点検意識を持ち運行するようにした。	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	